

# 大阪 21 世紀の新環境総合計画

～ 府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市 ～  
(抜粋)

平成 27 年 6 月改訂

大阪府

# 資源循環型社会の構築

～ 限りある天然資源を枯渇させないために ～

## 目標:2020年

### 資源の循環をさらに促進する。

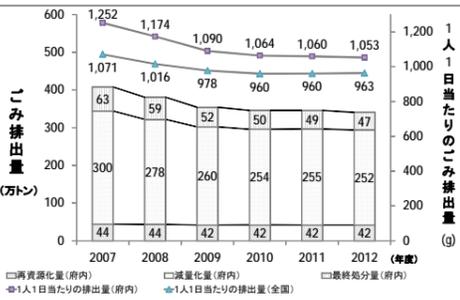
- 【一般廃棄物】リサイクル率を倍増する。(2008年度比)
- 【産業廃棄物】リサイクル等の推進により、最終処分量を48万トン以下とする。

### リサイクル社会を実現するための府民行動を拡大する。

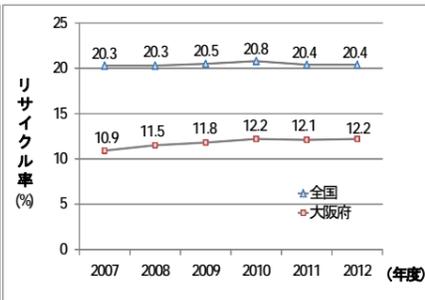
- リサイクル製品を購入している府民の割合を倍増する。(2009年府民アンケート 34.3%)
  - 資源物\*を分別している府民の割合を概ね100%にする。(2009年府民アンケート 89.4%)
- \*ペットボトルや空き缶、古紙等

## 計画策定時(2010年)及びその後の状況

- 府域における一般廃棄物の排出量、一人一日あたりの排出量、最終処分量は減少傾向に、リサイクル率は向上傾向にあります。近年は横ばいの状況です。
- 一人一日あたりの排出量が全国と比べると多く、リサイクル率は全国の都道府県でワースト1となっています。主な要因としては、事業系一般廃棄物への再生可能物の混入が上げられますが、一部の市において、新たな分別ルールの設定などの取組みが始まっています。

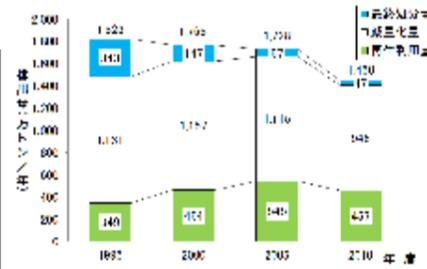


一般廃棄物排出量の推移



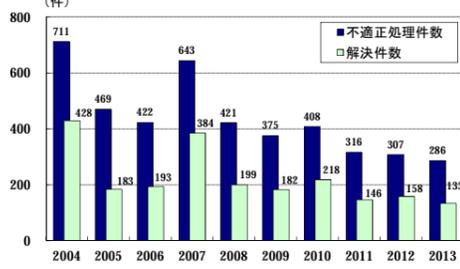
一般廃棄物のリサイクル率の推移

- 2010年度に府内から排出された産業廃棄物は1,450万トン、再生利用量は457万トン、最終処分量は47万トンでした。



産業廃棄物の最終処分量等の推移

- 不法投棄などの不適正処理の件数は減少傾向にあります。新規発生事案については当該年度内に75%以上解決しています。また、長期継続事案については解決に向けた取組みを行っています。



産業廃棄物の不適正処理件数及び解決件数の推移

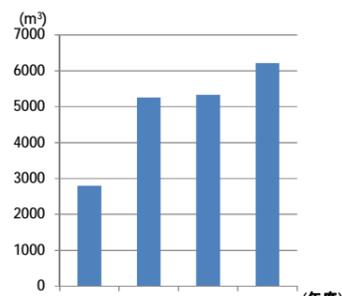
- 府では、近隣府県市と協力して大阪湾に廃棄物の最終処分場を整備していますが、現計画の受入れは2027年度までとなっています。

大阪湾フェニックス計画で整備した最終処分場の容量(千m<sup>3</sup>)

| 処分場名 | 計画量    | 残容量     |         |
|------|--------|---------|---------|
|      |        | 2009年度末 | 2013年度末 |
| 泉大津沖 | 30,800 | 4,050   | 2,322   |
| 尼崎沖* | 15,782 | 446     | 536     |
| 神戸沖* | 15,000 | 5,987   | 4,729   |
| 大阪沖  | 13,975 | 13,725  | 11,322  |

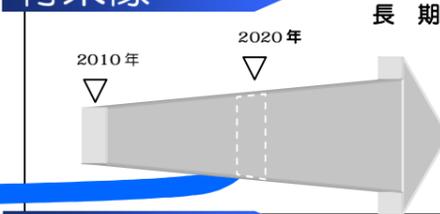
\*尼崎沖、神戸沖は、2011年度の測量により、残容量を見直した。

- 府内森林の間伐材の利用量は増加していますが、搬出コスト高等により、間伐された木材全体のうち搬出された割合は低いレベルにとどまっています。



間伐材利用量の推移

## 将来像



### 将来の姿(長期)

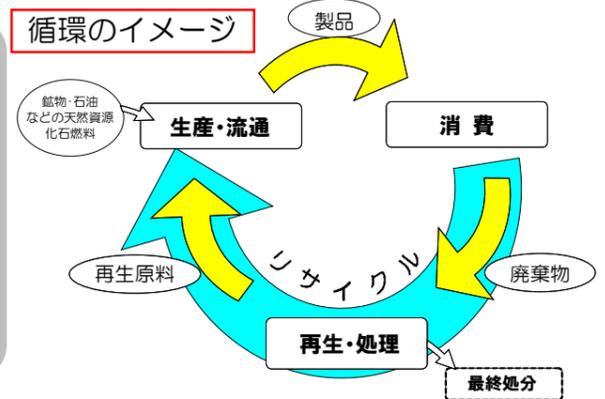
資源の循環的な利用が自律的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

## 施策の方向

生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進
- 廃棄物排出量の削減
- リサイクル率の向上
- 最終処分量の削減
- 廃棄物の適正処理の徹底

## 循環のイメージ



## 主な施策

### 【生産・流通】

資源の循環の輪をつなげていくため、生産段階における再生原料や再生可能資源(間伐材等)の利用を促進するなど、製造・流通事業者による循環型社会構築に向けた取組みを促進します。

- 生産工程における再生原料等の利用率の向上やリサイクルしやすい製品の開発、廃棄物発生原単位\*の抑制等の取組みについて、製造事業者働きかけます。
- 府内産木材の利用を進めるため、木材をまとめて搬出・利用する仕組みを、民間企業等と連携して構築します。

### 【再生】

廃棄物の再生を促進するため、優良な再生資源業者の育成を図るとともに、資源循環分野の環境ビジネスの創出・育成につながる仕組みづくりに取り組みます。また、木材資源が適正に再生される健全な森づくりを進めます。

- 一般廃棄物の府独自のリサイクル管理票制度を普及させ、適正なリサイクルの推進を図ります。
- 大阪の特性を活かした、広域的な一般廃棄物のリサイクルシステムを推進します。

### 【消費】

“もったいない”意識の共有による3R(リデュース・リユース・リサイクル)の徹底を図るとともに、環境に配慮した製品の購入を促進します。また、ごみを出す際の適切な分別の徹底や大阪府リサイクルシステム認定制度の運用等により、リサイクルの流れを大幅に拡大します。

- ごみの排出・収集・処理の各段階での課題を検証し、市町村が取り組みやすい改善手法を提示したうえで、取り組みを働きかけます。
- なにわエコ良品(大阪府認定リサイクル製品)や新たな木質利用製品の利用促進に取り組みます。
- 住宅の長期的な活用を促進します。

### 【処理】

廃棄物の適正処理の徹底を図り、リサイクルの流れを確実なものとするため、排出事業者の意識のさらなる向上や、優良な処理業者の育成に取り組みます。

- 廃棄物を多量に排出する事業者による減量化や適正処理への取り組みを評価する手法を確立し、自主的取組みを促進します。
- 建設廃棄物の分別排出など、混合廃棄物の発生・排出抑制の取り組みを促進します。
- 廃棄物の適正な処理を推進するため、排出事業者のマニフェスト報告を徹底させるとともに、優良産廃処理業者認定制度を適切に運用します。

### 【最終処分】

資源の循環を加速させることにより、最終処分量の大幅な削減を実現し、必要最小限の最終処分場を安定的に確保します。